

講演報告：*Il percorso della liberazione femminile in Giappone* (「日本における女性解放の流れ」)

—フィレンツェ文化協会「ラ・フォンテ」の企画による講演を行なって

高 橋 友 子

本報告は、フィレンツェ文化協会「ラ・フォンテ」の依頼を受けて、2003年3月24日に筆者がイタリア語で行なった講演の内容と、これについての会場での質疑応答を伝えるものである。

フィレンツェ文化協会「ラ・フォンテ」l'Associazione Culturale La Fonteは、1999年にフィレンツェ市公教育局 (Assessorato Pubblica Istruzione, 日本の教育委員会に相当) が生涯教育、青少年への文化の普及の促進、女性の意識啓発、諸文化の融合のための活動の支援などを目的として創設した協会で、各分野の研究者と教育関係者が主な会員となっている。その主要な活動内容は、講演会やセミナー、展覧会、コンサートの企画と教育や心理にかかる相談、社会研究のプロジェクトの立案と調整などであるが、これらは会員のみでなく、一般市民にも開かれた企画となっている。筆者には、マリア・フビーニ・レウッツィという同市に住む歴史研究者で、この協会の会員となっている友人がいる⁽¹⁾。日本女性史が専門の研究分野ではない筆者が、日本人とイタリア人の文化交流のための講演を行なう機会をもてたのは、彼女のおかげである。

筆者が行なった講演は、*Le donne fra Occidente e Oriente: un cammino incompiuto* (「西洋と東洋のはざまの女たち—未完成の歩み」) と題した2004年春期の一連の講演会の第二回目に該当し、演題の「日本における女性解放の流れ」も、協会自身が決定したものである。会場は、フィレンツェ郊外のセッティニャーノのCasa del Popolo (人民の家) の一室であった。当日は雨天で夜9

講演報告：*Il percorso della liberazione femminile in Giappone*（「日本における女性解放の流れ」）

時開始（イタリアでは夕食は8時ごろ自宅で取るのが一般的なので、社会人の参加を望む場合は、日本の場合と比べてどうしてもこのような遅い時間の設定になってしまう）という悪条件にもかかわらず、高校生から年輩にいたる20余名の参加者（うち4名は、筆者の日本人の友人）があり、夜半の11時まで活発な質疑がなされたことを、講演者としてありがたく思う。

I. 日本における女性解放の流れ

(1) 近代化への過程

日本における近代は、一般には1868年の明治維新 Restaurazione Meiji に始まる。それ以前の江戸時代（1603–1868年）には、武士、農民、手工業者、商人からなる4つの身分があり、武士身分の長たる将軍が他のすべての身分の人びとを支配していた。武士身分には、生活のあらゆる側面において、女性に対する明白な男性優位主義（男尊女卑）が存在した。

しかしながら、このような封建的男性優位主義は、他の社会階層には貫徹されていなかった。たとえば、商人層のあいだでは、親に男子がない場合、使用人のひとりを娘の夫に選び、彼らに店と家財を相続させる慣習（婿養子）があり、また農民層のあいだでは、一般に「夜這い」と呼ばれている慣習が存在した。「夜這い」とは、夜間に村の若者が、自分が好む娘の家へ行って、娘との性的関係を結ぶことで、両者が合意すれば結婚にいたるが、お互いの気にそぐわない場合は、別の相手を求めることができたのである。

だが、すでに江戸時代の幕藩体制のもとで、近代化へ向けての一定の動きが、人口増加策に関連して見られる。たとえば、徳川幕府と水戸、笠間、仙台、秋田、米沢などの藩が、農民層の別の慣習となっていた墮胎と「間引き」（貧しい親が嬰児を土の中に埋める慣習）に対して禁止令を出したことがある⁽²⁾。このような禁止令は、幕府や藩が臣民を労働力・軍事力とみなし、そのために重視されるようになった臣民の人口を統制する目的で設けられたが、明治時代以降の国家による人口政策の路線につながっていく。

講演報告：*Il percorso della liberazione femminile in Giappone*（「日本における女性解放の流れ」）

明治維新の後、日本では天皇制に基づく中央集権国家の形成が押し進められる。臣民が天皇への忠誠と服従の義務を課される一方、1890年に公布され、1896年と1898年に修正された明治民法によって「家」制度が導入され、夫であり父親である家長が妻子にかんする絶対的権限をもつことが定められた。「君に忠、親に孝」の言葉に示されるように、「家」制度はマクロな枠組みとしての天皇制のミクロ版として、臣民を統制するシステムとして機能した。そして、1872年には学制が公布され、1890年には3年ないし4年の尋常小学校の義務教育化が発令された。また、1873年には徵兵令がしかれ、1870年代から80年代にかけて産業革命が、富国強兵をめざす明治政府によって推進されていった。

このような近代化へ向けての流れの中で、「女の腹は借りもの」の言にみられるように妊娠と出産のみを女性の役割とみなしていた封建的性役割観から脱却して、子を育てる母としての女性の役割を強調し、家族と国家への女性の献身を説く啓蒙的女性論が著わされる。森有礼の「妻妾論」、福沢諭吉の「男女同数論」、津田真道「廢娼論」などが、これに相当する。新しい女性論は、近代の国民国家的枠組みの中での男女の役割、すなわち男性を国家や市場などの公領域に、女性を「家」、家族、家庭などの私領域に帰属させるジェンダー観に基づいていた。次いで1890年代になると、女性に良き妻、賢き母になるよう求める良妻賢母思想が生み出される⁽³⁾。良妻賢母思想は、農村から都市への人口移動にともなって、都市に出現した核家族の形態に適合し、主として都市の中間層のあいだに普及するようになる。また、日露戦争（1904－05）以降、女性の国民化という現象が起こり、息子たちを兵士として国家に差し出し、自らは「軍国の母」として慈善活動などに献身することが、模範的な女性として鼓舞されるようになる。そして、「銃後の女」となることによって、女性もまた公領域に参加し、国民の一員としての社会的アイデンティティを女性自身に意識させたのである⁽⁴⁾。

講演報告：*Il percorso della liberazione femminile in Giappone*（「日本における女性解放の流れ」）

（2）日本における第一波フェミニズム

前節で述べた近代化の流れの中で、日本でも西洋諸国と同様に、1910年代にフェミニズムの第一波が経験された。当時のフェミニズムは、ブルジョワ・フェミニズムと社会主義フェミニズムの2つのグループに大別することができる。前者は、周知のように、日本のフェミニズム雑誌『青鞆』を編集・刊行したグループであり、創刊者の平塚らいてう（1886－1971）は、1911年に刊行された「青鞆発刊の辞」で、「元始、女性は実に太陽であった。真性の人であった。今、女性は月である。他に依って生き、他の光によって輝く病人のような蒼白い顔の月である。私共は隠されて仕舞った我が太陽を今や取り戻さねばならぬ」の有名な文を掲げている⁽⁵⁾。平塚とそのグループは、女性を檻の中に閉じ込めていた「家」制度と民法、男性優位の性規範に強く反対し、愛と性の自由を唱えた。こうして『青鞆』の誌上で、貞操や墮胎、廃娼をめぐって激しい論争が繰り広げられ、異なる見解を主張する者がグループの内部にみられるようになる。たとえば、市川房枝（1893－1981）は、女性の参政権獲得のための運動に身を投じていった（男子の普通選挙は1925年に実現したが、女性が参政権を獲得するのは、第二次世界大戦後を待たねばならなかった）。

また、1918年から19年にかけて、平塚と与謝野晶子（1878－1942）のあいだに母性保護論争が起こっている⁽⁶⁾。そして、与謝野が個人主義に基づいたフェミニズムを主張したのに対して、平塚は、女性と子どもの権利を重んじたスウェーデンの女権擁護者エレン・ケイの思想に強く影響されて、母性の尊重と母性を通じての国家への貢献を唱えた。そして、平塚は優生思想を受容し、国家による母性の管理を支持するにいたったのである。

一方、社会主義フェミニズムのリーダーは、山川菊栄（1890－1980）である⁽⁷⁾。山川は社会主義者として資本主義体制を、女性の労働権と生活権を剥奪する元凶として鋭く追求し、さらに女性の解放よりも階級闘争を優先させようとする男性社会主義者たちを厳しく批判した。けれども、山川は男性優位主義を封建的イデオロギーと捉えるにとどまり、近代システム自体の中に男性によ

講演報告：*Il percorso della liberazione femminile in Giappone*（「日本における女性解放の流れ」）

る女性の支配を正当化し許容する性役割が存在することを悟るにはいたらなかった。彼女は人種主義と侵略戦争に勇敢に反対したが、女性の参政権運動に対しても関心がなく、むしろシニカルな姿勢を示していた。

この時期の日本のフェミニストとして、名前を挙げておかなければならぬ人物がもうひとりいる。それは、高群逸枝（1894—1946）である⁽⁸⁾。高群は、ブルジョワ・フェミニズムと社会主義フェミニズムの双方を、女性の男性化をめざす運動として批判した。そして、資本主義と社会主義の双方に見い出される近代的生産中心主義を退け、「生殖の自然」に基づく母性主義的な自治社会の実現を提起した。高群のこのような姿勢は、近年の日本のフェミニズム研究者によって、1980年代に回帰することになるエコロジカル・フェミニズム（エコ・フェミ）の元祖とみなされている。しかし、1935年に刊行された『母系制の研究』において、高群は天皇制の言説を利用して自らの反近代主義の立場を正当化し、天皇制イデオロギーと侵略戦争を賛美するにいたるのである。

社会における女性の重要性をうたえるために主張されたこのような母性重視の流れは、1980年代まで日本のフェミニズムの伝統として続いていくが、第二次世界大戦の戦前戦中にみられる平塚や高群のこのような軍国主義と侵略戦争を支持する姿勢は、1980年代以降の日本女性史学界において再検証され、批判にさらされることになる⁽⁹⁾。

（3）日本における第二波フェミニズム

第二次世界大戦での敗北後、GHQによって一連の民主化政策が展開され、1946年に日本国憲法が公布された。その第14条で「法の下の平等」がうたわれ、これに基づいて女性の参政権が承認され、戦後民主主義の時代が到来した。しかし、これはあくまで「上からの男女平等」であり、西洋のように運動を通して女たちが獲得した権利ではなかった。また、憲法第24条で「家族生活における個人の尊重・両性の平等」が定められたにもかかわらず、当時の現状はまだまだ戦前の「家」制度のイデオロギーに拘束されていた。第二波フェミニズム

講演報告：*Il percorso della liberazione femminile in Giappone*（「日本における女性解放の流れ」）

が起こる要因は、ここにあったのである。

イタリアの「奇跡の復興」の時代（1950年代）と同様に、日本でも1960年代は高度経済成長の時代と呼ばれている。安保闘争、学生運動、新左翼運動が高揚したこの時代はまた、男性は外で仕事に、女性は家庭で家事・育児に専念すべきとする近代型の性別役割分業を、企業が積極的に導入し始めた時期でもあった。若年層に対して企業は、男子を「経済的兵士」（「エコノミック・アニマル」）として採用し長時間労働を強いる一方で、女子には結婚退職を迫った。当時企業で働いていた男女の賃金の比率は、男性100%に対して女性は40%にすぎなかった（現在は、男性100%に対して女性は65.3%である⁽¹⁰⁾）。だが、女性労働者はこのような状態にあって、決して手をこまねいて耐え忍んではばかりいたわけではない。彼女たちの一部は、強制的な若年退職（25－35歳）に異議を唱えて訴訟を行ない、1966年には勝訴を勝ち取っている⁽¹¹⁾。

それと同時にこの時代は、「主婦になる夢」という言説がマス・メディアによって若い女性のあいだに盛んに流布された時代もある。冷蔵庫と洗濯機を買うことによって、主婦は洗濯と買い物などの家事の負担が軽減され、昼間の余暇にはテレビも見られるというわけで、冷蔵庫、洗濯機、テレビが「三種の神器」としてもてはやされた。次いで数年のうちに、「三種の神器」は、「家つき、カー（車）つき、ばばあ（姑）抜き」という表現に取って代わる。こうした流れに沿って、1975年には全女性人口中の主婦の割合が頂点に達している⁽¹²⁾。

しかし、このような夢は現実によってあえなく裏切られることになる。主婦は経済的な理由のためにもはや家庭にとどまることができなくなり、パート労働者として働きに出ることを余儀なくされたからである。この時期以降、日本女性の平均的なライフ・サイクルは、20－30代は労働、30歳前後で結婚・出産退職、そして比較的子どもに手がかからなくなる35歳ごろに、低賃金のパート労働者として再就職という、有名なM字型曲線で表現されることになる。だが、「家庭に支障をきたさない程度で家計を助けるため」という労働のための

講演報告：*Il percorso della liberazione femminile in Giappone*（「日本における女性解放の流れ」）

理由は、現実には彼女たちの夫を助けることには役立たなかった。夫たちが相変わらず長時間労働のために、家には寝に帰るだけという生活を強いられていたからである。こうして、ポスト高度経済成長時代の日本では、フル・タイム労働者としての男性とパート・タイム労働者としての女性という、性による労働者の二極化が起こっていった。この状況は今日でもそう大きくは変わっていない。2002年の総務省統計局「労働力調査」によると、パート・タイム労働者（週35時間以内の労働）の68.9%が女性で、逆にフル・タイム労働者の87.5%が男性によって占められている⁽¹³⁾。このことは、性による労働者の二極化が、今日になってもそれほど改善されていないことを物語っている。

ここで、戦後の女性解放運動に目を転じてみよう。

1970年前後の時期の学生運動と新左翼運動の後、いわゆるウーマン・リブの運動⁽¹⁴⁾が、新しいタイプの女性解放運動として誕生する。この運動は、まさに前述の新左翼運動への批判と告発というかたちで立ち上げられ、これらの運動の男性活動家たちのあいだに共有されていた性差別意識を白日のもとにさらした。戦前の日本のフェミニストたちが主に女性の公領域への参加をうったえたのに対して、ウーマン・リブのリーダーたちは、私領域や性の領域に内在する女性への差別を激しく告発した。けれども、当時、同時代的に起こっていた西洋のラディカル・フェミニズムが、西洋の社会や文化そのものに内在する父系制、家父長制に対して徹底的な批判を行なっていったのと比較すると、日本のウーマン・リブ運動はむしろ女性自身の内面へと向かい、女性自身の内なる女意識や性を否定する意識をえぐり出そうとした。そのために、日本のウーマン・リブ運動は社会における女性蔑視の姿勢の背後にある文化規範の解明には向かわず、またもや母性の問題との熾烈な闘争に身を投じてしまうのである。しかし、その結果、運動のメンバーたちが中絶を経験した女性たちと連帯して優生保護法の「改悪」に反対したことは、評価に値するであろう。

日本国家による出生の管理については前節でも少し触れたが、ここでより詳細にその流れを追ってみよう。

講演報告：*Il percorso della liberazione femminile in Giappone*（「日本における女性解放の流れ」）

日本では、富国強兵政策の一環として、1907年に刑法における墮胎罪が定められた。次いで、第二次世界大戦の最中の1940年に、「国民の素質の向上」のために国民優生法が公布された。しかし、敗戦後の1948年、日本政府はこの法の一部を修正した優生保護法を公布する。優生保護法には、ハンセン病者や遺伝的障害者に不妊手術を強制する国民優生法の条項が残される一方で、「身体的または経済的理由」での人口妊娠中絶を認める条項（第3章第14条の4）が盛り込まれた。この、いわば法の抜け穴を利用して、妊娠3ヵ月以内の中絶が事実上容認されるようになり、1950年代から60年代にかけて日本の出生率は徐々に下がり始め、夫婦と子ども2人という「核家族」が一般的な家族モデルとなっていく。日本における中絶の件数は、1955年に1,170,143件と頂点に達し、その後は1965年に843,248件、1975年に671,597件、1980年に598,084件と減少していくが⁽¹⁵⁾、中絶が、この時代に政府によって奨励された「家族計画」（オギノ式とコンドームを用いた避妊方法）の普及とともに、日本の出生率の低下に貢献したことは、まぎれもない事実である。合計特殊出生率は、1950年には3.5以上であったが、2.14の1973年（第二次ベビー・ブーム）以降減少し続け、1989年には1.57と下降し、この数字はマス・メディアによって「1.57ショック」と表現され、少子化時代の到来を示す警鐘の数字として用いられた⁽¹⁶⁾。しかし、このような少子化の傾向はその後も止まることなく進み、2004年には特殊合計出生率は1.29にまで落ちている⁽¹⁷⁾（イタリアでは1.26で、数値で比較するかぎり出生率は日本よりも下位である⁽¹⁸⁾）。

このような「中絶天国」の状況に対して、1970年代と80年代に保守派国會議員によって、優生保護法の中の「経済的理由」による中絶を許容する条文の削除を求める提案が出された。我が国はもはや戦後の貧困状態から抜け出したこと、今さら「経済的理由」による中絶は、女性に安易な出産の忌避を容認するだけであるというのが、彼らの言い分であった。実際、「経済的理由」による中絶を経験しているのは、未婚女性ではなく、すでに子どもを2人か3人もち、これ以上は子どもを養育できないと判断した既婚女性であった。このような提

講演報告：*Il percorso della liberazione femminile in Giappone*（「日本における女性解放の流れ」）

案は、フェミニストと一般の女性たちの積極的な抗議行動のおかげで、国会で可決されることはなかった。そして、1996年には、優生保護法は母体保護法という名称に取って代わり、遺伝病患者に関する条項は削除されるにいたつた⁽¹⁹⁾。このように、女性のリプロダクティヴ・ライツ（妊娠と出産をめぐる女性の自己決定権）は、日本では国民の出生管理のために政府によって上から容認されたものであり、イタリアやフランスのように女性自身が運動によって勝ち取った権利ではない。

さて、日本のウーマン・リブ運動に話を戻すと、先述のように、この運動のリーダーたちは、中絶を経験した女性たちは国家の管理のもとでの生殖に女性を縛りつける体制の犠牲者であると考えて、このような女性たちと連帶しようとした。しかし、この考え方には罷があったのである。ウーマン・リブ運動の活動家たちは男性による母性の贊美には激しく批判したが、女性自身が内面化していた母性への幻想に対しては無批判であったからである。このような女性性と母性の齟齬のために、日本のフェミニストたちはその後、相反する2つの方向へ分かれていくことになる。つまり、一方は、破壊、反自然の「男性原理」に対して自然と平和を「女性原理」とする、青木やよひにみられるエコロジカル・フェミニズムであり⁽²⁰⁾、もう一方は、男女の性差をミニマムに捉えようとする上野千鶴子を代表とするマルクス主義フェミニズムである⁽²¹⁾。

次いで、1986年に、現在でも多くの問題を孕んでいる男女雇用機会均等法が公布された。実際、1980年代には女性の社会進出が進み、日本のフェミニズムもまた運動からアカデミックな世界に進出し、理論として体系化される時代に入ったのである。また、各地の大学や自治体によって、「女性学」の講座が開かれるようになったのも、このころからである。

1990年代には、日本のフェミニズムは理論を越えて、セクシャル・ハラスメントや性の商品化といった女性をめぐるさまざまな社会問題に対して具体的な問題提起をする時代に入った。この十年間において最も重要な課題となったのは、やはりいわゆる第二次世界大戦中の日本軍の「従軍慰安婦」の問題であっ

講演報告：*Il percorso della liberazione femminile in Giappone*（「日本における女性解放の流れ」）

ただろう⁽²²⁾。侵略戦争の犠牲になった元「従軍慰安婦」の女性たちと、彼女らを支える韓国のフェミニストたちの批判を受けて、日本のフェミニストは彼女らと協力して、日本政府に謝罪と補償を求める抗議行動を起こした。だが、日本政府は日本軍が行なったこのような非人道的な罪科を、「民間がやったこと」などとして執拗に認めようとはせず、1996年に民間による「女性のためのアジア平和国民基金」を設立することによって問題を解決しようとした。韓国とアジア諸国の犠牲者たちの一部は、日本政府のこのような不誠実な姿勢に憤激し、この基金による賠償金の受け取りを拒否した。こうして、この問題は未だ根本的に解決することなく、今日にいたっている。

90年代は、ゲイとレズビアンの解放運動が声をあげ、ゲイ／レズビアン・スタディーズについての諸研究が刊行され始める時期でもある⁽²³⁾。また、女性解放と並んで、男性自身が自らの性や仕事、生活について再考し、過労死や育児休業の取得を男性自身の問題として訴えるメンズ・リブの運動も日の目を見るようになる⁽²⁴⁾。仕事をめぐる男性の意識も、もはや1960－70年代の「経済的兵士」としてのそれとは代わってきているのである。

（4）北京・世界女性会議以後

1995年に中国の北京で、10年ぶりに世界女性会議が開催された。この会議では特に市場経済のグローバル化による「貧困の女性化」、生活環境の破壊、性暴力などが告発される一方で、「女性の人権」養護のために世界的な連帯を推進する呼びかけがなされ、フェミニズムの世界的なネットワーク化が実現した。

このような国際的な流れの中で、日本でも女性の人権養護のための一連の新たな法の制定が行なわれる。たとえば、1999年の雇用機会均等法への罰則条項の付加（改正均等法の施行）、男女共同参画社会基本法（1999年）、ストーカー行為規制法（2000年）、配偶者からの暴力防止法（いわゆるDV防止法）（2001年）などである。

講演報告：*Il percorso della liberazione femminile in Giappone*（「日本における女性解放の流れ」）

配偶者（恋人、事実婚の伴侣を含む）からの暴力は、日本では女性の6人に4人がその犠牲者になっているといわれている。これに関して2003年に日本政府が行なった調査は、示唆的な結果を提示している。つまり、妻や伴侣に暴力をふるう男性の大多数が、幼少時に父親が母親に暴力をふるっていた家庭で育ち、このような男性の54.4%が、男は外で働き、女は家庭で家事・育児に専念すべきという性規範を支持しているというのである⁽²⁵⁾。配偶者からの暴力防止法の制定によって、警察が以前は「夫婦喧嘩」とみなして立ち入ろうとしなかった家庭内の暴力を、犯罪として告発することが可能になった。しかしながら、この法による加害者の自宅からの退去命令は、たった2週間という被害者が問題を解決するにはまことに不十分なものにとどまっている。現実的により有効に法を生かすための法改正とともに、被害者のための避難所を国家や自治体がより多く建設することが望まれる。

セクシャル・ハラスメントについては、現在では、多くの企業や学校が研修や専門の委員会、相談室を設けて対処しており、弁護士の協力によって調停や訴訟へ向けて被害者を支援する組織も増えている。

けれども、このような法の制定にもかかわらず、社会問題は今日も尽きることがない。若年層と中高年層の失業、年間3万件といわれる自殺、子どもの虐待などは、年々深刻化している。このような今日的な社会問題にどう取り組んでいくかが、今後の日本のフェミニズムにとっても大きな課題となるだろう。

II. 質疑応答

では、以上のような筆者の報告に関して、どのような質問がフロアから出たか、そしてそこでの質疑応答に、日本とイタリアの女性を取り巻くどのような相違点と類似点を見出せるかを検討してみよう。

まずフロアから、日本ではフェミニズム運動はどの程度普及しているのか、DV防止法などの一連の新たな法の整備は、行政の主導で進められているのか、このような法の提案は、フェミニストのグループが行なったものなのか、それ

講演報告：*Il percorso della liberazione femminile in Giappone*（「日本における女性解放の流れ」）

とも女性議員なのか、という質問があった。これには、1980年代以降に誕生したフェミニストのグループが、被害者の女性の声に耳を傾けつつ、立法化を推進したと答えた。

次に、日本では男性の側も、長時間労働を強いられ過労死を招きかねない状況のもとで働き生活しているのだから、パート・タイムで働く女性の境遇を改善することは、男性の益にもなるはずだというコメントがあった。筆者は、女性の問題と男性の問題は、コインの裏と表のようなものであり、一方の問題はもう一方の問題を写し出す鏡のようであると付言した。

さらに、女性の学歴について、都市部と農村部に違いはあるかという質問があった（イタリアでは大学進学率は40%強で、大学進学者の約53%が女子である⁽²⁶⁾）。この質問には、日本では1970年代には都市部と農村部の生活様式の違いは消滅し、女性の高学歴化が進んだと答えた。では、女性が高学歴なら、もはや無教養ではないのかと、さらに問われたので、大学を卒業する女性は増えたが、別のタイプの「無教養」の問題がある。というのは、日本の教育では、小学校から高等学校までは生徒に考えさせる機会を与えるよりもむしろ、一定のモデルに従えばよいと教えていたからである。特に、男女の性別役割モデルが、意識しないまま刷り込まれる（隠れたカリキュラム）ことが多いと答えた。

また、日本では、女性はどんな職業も選ぶことができるかという質問があり、筆者は、教員や公務員には女性が比較的多く、賃金も男女のあいだで格差はないが、企業では女性の社長や上司は、かつて（1970年代以前）より増えているがまだ少ない、また女性が出世しようとすると男性と同様に長時間労働を強いられるとして説明した。

次いで、宗教が男女の性別役割モデルの形成に影響を与えたことが、日本ではあったかという質問があった。これは、西洋にはキリスト教に基づく性規範が根強く残存することを念頭に置いた質問であろう。この問い合わせに対して、日本では宗教よりもむしろ社会的因習が、性別役割モデルを形成してきた。たとえば、かつての農村の嫁は姑に従わねばならず、姑が年老いると、嫁に家事の主

講演報告：*Il percorso della liberazione femminile in Giappone*（「日本における女性解放の流れ」）

導権が移ったと筆者が答えると、イタリアでも同じだという声と笑いがフロアで起こった。

さらに、日本ではフェミニズムは一部の女性が主張していたものなのか、それとも一般の男女にも共有されるようになったものなのかという質問があった。筆者は、1960-70年代までは、日本のフェミニズムは一部の女性たちの運動だったが、80年代から90年代にかけて女性の社会進出が進み、教職や企業の総合職、議員職などの領域で働く女性が増えた。しかし、現在の慢性的な経済不況のもとでは、大学を卒業しても良い職を見い出すことが難しい。男の子はフリーター・アルバイトなどの仕事であっても仕方なく探すが、女の子の一部は「就職がダメなら、結婚」と考えて、職探しから逃げるという今日の学生の一般的な動向を話した。すると、イタリアでは仕事より結婚の方がよいと考える女の子はもはやいないという返答があった。

次に、人口妊娠中絶の問題についてのコメントがあった。イタリアではシチリアが中絶が最も多い州であるという。シチリアでは医師の多くが中絶に反対して手術を拒否するので、ヤミ中絶が横行しているが、北部のトレントーノ＝アルト・アーディジエ州では、中絶手術は合法的に行なわれている。南部と北部の経済的・社会的格差（イタリアでは、南部問題 *questione meridionale* と呼ばれている）が、中絶の問題にも反映しているのである⁽²⁷⁾。

また、離婚に関する質問も出た。日本でも離婚は増加し続けているが、近年は中高年の離婚が目立っている。けれども、離婚すると男性は経済的に豊かになり、離婚後の女性よりも容易に再婚するが、女性は、特に子どもを抱えている場合は、結婚していたときよりも貧しくなり、再婚も難しい。離婚後、前夫に子どもの養育費を支払わせることも、困難になりがちであると答えると、イタリアでも同じような状況だという声が返ってきた。

そのほか、企業で働く女性の平均的賃金が男性のそれの約65%しかないという事実は、フェミニストだけの問題ではない。労働組合はどうしているのか、という質問があった。イタリアでは労働組合の力は現在も強く、組合員の労働

講演報告：*Il percorso della liberazione femminile in Giappone*（「日本における女性解放の流れ」）

者の権利は日本の場合よりも保証されている。だが、日本では労働組合運動は、1950－60年代と比較すると、現在では沈静化している。雇用主側による労働者的一方的な解雇（リストラなど）に対して、組合はほとんど無力である。また、組合の中にも男性中心主義が存在し、男性の組合運動家は賃金闘争にばかり目を向けて、女性の問題や育児休業などの問題には無関心な傾向にあると、筆者は説明した。それに対して、日本の男性は長時間労働を強いられ、家には寝に返るだけの生活をしていて、女性は不満足な労働環境（パート・タイム労働）にあって家事と育児の負担に苦しむ。そんな生活のどこに幸福が見出せるのかという問い合わせがあった。確かに、このような生活のどこにも幸福は見出せないであろうが、このような現状が改善される見通しはまだ立っていない。唯一の自衛策は子どもを産まない・作らないことで、これが今日の少子化を招いているのである。

最後に、イタリア人の高校生が、自分は日本語の個人レッスンを受けていたが、自分の先生（日本人）が日本語には男言葉と女言葉があると語っていた、この区別通りに日本では男性は男言葉を、女性は女言葉を話しているのかと質問した。筆者は、日本語には中性的な言語表現（教師やアナウンサーの言葉）もあり、一般にはこちらが主として使われている。女言葉／男言葉は親しい関係のあいだで使うものだ。けれども、最近では男言葉を話す女の子がいるし、女言葉を話す男性もいる。性別によってそう厳密には使い分けされてはいないと答えた。

この高校生が日本語に関心をもつようになった切掛けは、実は日本の漫画とアニメーション（イタリアでは、1970年代から放映）だそうである。一世代前のイタリア人にとっては、日本といえば「サムライ」「ハラキリ」「ゲイシャ」だった（「カミカゼ」は、残念ながら2001年9月11日の同時多発テロ以来、自爆テロを指す悪しき国際語となってしまった）が、現在のイタリア人の若者たちにとっては日本文化を代表するものは、圧倒的に漫画とアニメーションで、これらを研究するために日本に留学に来る学生もいるほどである。こうした新

講演報告：*Il percorso della liberazione femminile in Giappone*（「日本における女性解放の流れ」）

しい世代が、日本に対してぜひ新たなアプローチをしてくれることを、筆者は期待する。

さて、本稿の第I節でも触れたように、現在の日本とイタリアに共通する社会問題は、少子化という現象である⁽²⁸⁾。イタリアの男性は、日本の男性のような長時間労働を強いられているわけではない。では、何が少子化の要因となっているかというと、それは男女の双方にふりかかる失業や不安定な雇用形態（イタリアでは、1年はおろか3ヶ月という短期契約の雇用がめずらしくない）、低賃金（たとえば、公立学校の教員の給与は、ここ20年来据え置きのままであるのに対して、物価は、とりわけユーロ貨の導入以後、上昇している）といった状況である。このような状況に対する自衛策として、イタリアでも少子化が進んでいるわけである。少子化を開拓するための方策として、日本では不妊治療への助成金の給付が、イタリアでは2003年12月1日から2004年末までに生まれた子どもか養子に1000ユーロ（135,000円）を支給する立法が、それぞれの政府によって決定されている⁽²⁹⁾。しかし、このような策が少子化を阻むとは考えがたい。このような共通の問題を抱える両国であるが、子どもの問題に関して異なる側面もある。イタリアでは、1975年の民法典の中の家族法に関する規定の大改正によって、婚外子の相続分が婚内子と同等と定められるようになり⁽³⁰⁾、婚外子と婚内子の権利の平等化が促進され、現在では法律婚と事実婚のあいだの違いがほとんどなくなってきた。だが、イタリアと比較すると、日本では事実婚のカップルはまだまだ少ない。「でき婚」という言葉が示すように、日本では結婚がまだ制度として機能しているからであろう。最近、憲法第24条における「家族生活における個人の尊重・両性の平等」の条項を、日本の「家族や共同体の価値を重視する観点から見直すべきである」とする、「男女共同参画社会」の実現に逆行するような動きがある。こうした動きこそが、まさに少子化を進める要因だということに、行政はそろそろ気づいてもよいのではないだろうか。

注

- (1) マリア・フビーニ・レウツィの主な著書は、Fubini Leuzzi, Maria, 『Condurre a onore』. *Famiglia, matrimonio e assistenza dotale a Firenze in Età Moderna*, Leo S. Olschki Editore, Firenze, 1999. また、拙著 *Il Rinascimento dei trovatelli. Il brefotrofio, la città e le campagne nella Toscana del XV secolo*, Edizioni di Storia e Letteratura, Roma, 2003, の序文 “Prefazione” は、彼女の手による。
- (2) 落合恵美子、『近代家族とフェミニズム』、勁草書房、1989年、p. 67.
- (3) 良妻賢母思想については、小山静子、『良妻賢母という規範』、勁草書房、1991年。
- (4) 日露戦争から第二次世界大戦期における日本女性については、西村汎子・早川紀代編、『戦争・暴力と女性』、吉川弘文館の第2巻『軍国の女たち』が、このテーマについての近年の研究を集大成したものである。
- (5) 平塚らいてうの著作集は、小林登美枝他編、『平塚らいてう評論集』、岩波書店、1987年。
- (6) 母性保護論争については、香内信子編、資料『母性保護論争』、ドメス出版、1984年。
- (7) 山川菊栄の著作集は、鈴木裕子編、『山川菊栄女性解放論集』、岩波書店、1984年。
- (8) 高群逸枝の著作集は、『高群逸枝全集』、理論社、1966－1967年。
- (9) 日本における第一波フェミニズムについては、大越愛子、『フェミニズム入門』、ちくま新書、1996年、の第3章「日本のフェミニズムの展開」を参考にした。
- (10) 鹿嶋敬、『男女共同参画の時代』、岩波新書、2003年、p. 102.
- (11) 中西英治、『輝いて、しなやかに—物語 男女差別裁判の40年』、新日本出版社、pp. 24-25. 本学総合文化学科教授石川康宏氏のジェンダー・スタディーズ研究会におけるコメントに依る。
- (12) 落合恵美子、『21世紀家族へ—家族の戦後体制の見かた・超えかた』、有斐閣選書、1994年、p. 21. 本学総合文化学科教授石川康宏氏のジェンダー・スタディーズ研究会におけるコメントに依る。
- (13) 鹿嶋敬、前掲書、p. 92.
- (14) 日本のウーマン・リブ運動については、溝口明代他編、資料『日本ウーマン・リブ史 I・II・III』、ウィメンズ・ブックストア松香堂、1992－1994年、上野千鶴子、『差異の政治学』、岩波書店、2002年、の II-6 「日本のリブ—その思想と運動」。
- (15) 日本家族計画連盟編、『悲しみを裁けますか—中絶禁止への反問』、人間の科学社、1983年、p. 281、田間泰子、『母性愛という制度—子殺しと中絶のポリティクス』、勁草書房、2001年、p. 110.

講演報告：*Il percorso della liberazione femminile in Giappone*（「日本における女性解放の流れ」）

- (16) 酒井順子、『少子』、講談社文庫、2004年、pp. 15-17.
- (17) 朝日新聞、2004年11月20日朝刊。
- (18) 朝日新聞、2004年2月19日朝刊。
- (19) 母性保護法については、斎藤有紀子編、『母体保護法とわたしたち—中絶・多胎減数、不妊手術をめぐる制度と社会』、明石書店、2002年。
- (20) 主要著書は、青木やよひ、『フェミニズムとエコロジー』、新評論、1994年。
- (21) 主要著書は、上野千鶴子、『家父長制と資本制』、岩波書店、1990年。
- (22) 「従軍慰安婦」問題については、吉見義明、『従軍慰安婦』、岩波新書、1995年、上野輝将、「日本軍慰安婦問題を考える」、上野輝将他編、『「性を考える」わたしたちの講義』、世界思想社、1997年、西村汎子・早川紀代編、『戦争・暴力と女性』、吉川弘文館の第3巻『植民地と戦争責任』。
- (23) 伏見憲明、『〈性〉のミステリー』、講談社新書、1997年、同、『変態（クイア）入門』、ちくま書房、2003年、伏見憲明編、『同性愛入門 [ゲイ編]』、ポット出版、2003年、伊藤悟・虎井まさ衛編、『多様な「性」がわかる本』、高文研、2002年。
- (24) 伊藤公雄、『男性学入門』、作品社、1996年、同、『〈男らしさ〉のゆくえ』、新曜社、1993年など。
- (25) 鹿嶋敬、前掲書、p. 130.
- (26) 馬場康雄・奥島孝康編、『イタリアの社会—遅れて来た「豊かな社会」の実像』、早稲田大学出版部、pp. 57-58.
- (27) イタリアにおけるヤミ中絶問題については、拙稿「イタリアのヤミ中絶問題」、日本イタリア京都会館事務室、『コレント』、v. 16, n. 127, 1996年。
- (28) 少子化現象については、酒井順子、前掲書、同、『負け犬の遠吠え』、講談社、2003年、赤川学、『子どもが減って何が悪いか！』ちくま新書、2004年が参考になる。
- (29) 朝日新聞、2004年2月19日朝刊。
- (30) 馬場康雄・奥島孝康編、前掲書、p. 45.
- (31) 自由民主党政務調査会、憲法調査会、憲法改正プロジェクトチーム、「論点整理（案）」、平成16年6月16日、のⅡ-3「公共の責務（義務）」より。